

※以下の問題では、債権は指名債権（債権者が特定している・証券的債権以外の債権）を意味します。

- 01 債権譲渡の第三者対抗要件に確定日付を必要としたのは、債権譲渡を慎重に行わせるためである。確定日付ある証書の代表的なものは、内容証明郵便や公正証書であり、民法施行法5条に定められている。
- 02 確定日付によって証明されるのは、譲渡通知の到達時点や承諾発信の時点である。[やや難]
- 03 確定日付のある通知または承諾がなければ権利取得を対抗できない「第三者」とは、同一の債権の帰属をめぐる争う正当な利益を有する者で、たとえば、多重譲受人、質権者、差押債権者、(譲渡人の)破産管財人、譲渡債権の保証人がこれに該当する。
- 04 AがYに対して有する債権をXとBに二重譲渡した。Xへの確定日付のない譲渡通知がYに到達した翌日に、確定日付のあるBへの譲渡通知の内容証明郵便がYに到達した。両方の通知が届いた後、Yは、債務者対抗要件を備えたXから請求されれば、支払わなければならない。
- 05 AがYに対して有する債権をBとXに二重譲渡した。BがAの委任を受けて確定日付のない譲渡通知をYに持参し、YがBに弁済したところ、翌日、確定日付のあるXへの譲渡通知の内容証明郵便がYに到達した。Yは、Xから請求されれば、二重に弁済せざるをえない。
- 06 AがBに対して有する債権をXとYに二重譲渡した。Xへの譲渡については12月15日の日付のある内容証明郵便が12月16日にBに到達し、Yへの譲渡については12月16日の日付のある内容証明郵便が12月19日にBに到達した。Bが12月20日にYに支払った場合、日付において優先するXは、Yに受領金の返還を求めることができる。
- 07 AがYに対して有する債権をBとXに二重譲渡した。ともに内容証明郵便でなされたBへの譲渡の通知とXへの譲渡の通知が、郵便物の束に混じって同時にYの営業所に届いた。Yは、X・Bのいずれから請求されても全額を支払わなければならない、どちらかに支払えばよいが、供託はできない。[やや難]
- 08 AがBに対して有する120万円の債権全部をXに譲渡し、内容証明郵便で通知したが、それがBの営業所に届いた時刻と、Yが得た60万円の限度の差押命令がBの本社に届いた時刻の先後は不明であった。この場合、Bは、120万円を供託できる。[やや難]
- 09 前問の場合、供託金還付請求権は、Xの譲受債権額とYの差押債権額に比例し、それぞれ、80万円と40万円につき行使できることになる。[難]
- 10 AがBに対して有する弁済期未到来の120万円の債権全部をXとYに譲渡し、いずれもBに通知したが、確定日付はどちらにもなかった。弁済期到来後、Bは、先に通知が到達した方に支払わなければならない。[難]
- 11 A社がB社と合併し、X社となった。この場合、X社が、A社の有していたYに対する債権を行使する場合にも、債務者対抗要件を要する。
- 12 債務者が特定していない将来債権は対抗要件を備えることができないので、未発生段階での債権譲渡は実質上不可能である。
- 13 動産債権譲渡特例法によれば、法人間で行われる場合に限って、債権譲渡につき譲渡登記を利用できるし、債権質についても登記することができる。[超基本]
- 14 債権譲渡登記の存続期間は、譲渡に係る債権の債務者のすべてが特定している場合には、50年間を原則とし、この間、債権は消滅時効にかからない。
- 15 A社はY社に対する複数の売掛代金債権をXに譲渡し、債権譲渡登記を備えた。その後、Aが同一の債権をZに譲渡して確定日付のある対抗要件を備えても、XがZに優先する。しかし、Xの存在を知らず知らないことに過失がなかったYがZの請求に応じて弁済すれば、XはYやZに対して何も請求できなくなる。[やや難]
- 16 債権譲渡登記を備えた債権の譲受人が債務者に支払いを請求できるためには、登記事項証明書を添えて譲渡人から通知するか、債務者の承諾が必要となる。
- 17 譲渡債権を発生させる原因たる契約が通謀虚偽表示であった場合、その債権の譲受人は、民法94条2項の

「第三者」に当たり、譲受人が善意であれば、債務者は支払いを拒絶できない。

- 18 Aは、Yに対して有している中古車の売買契約上の代金債権 α を契約の20日後にXに譲渡し、Yに通知した。しかし、この売買契約により引き渡された中古車には売買契約前からブレーキに隠れた瑕疵があったことが譲渡通知の到達前に判明した。この場合、Yは、Xからの α 債権の支払請求を受けた時点で売買契約の解除を主張しても、支払いを拒絶することはできない。
- 19 Aは、Yに対して有している中古車の売買契約上の代金債権 α を契約の20日後にXに譲渡し、Yが「譲渡を知った」旨をXに通知した。しかし、この売買契約により引き渡された中古車には売買契約前からブレーキに瑕疵があった。譲渡を知った旨の通知後にそれを知ったYは、Aに対して契約の解除を主張しても、Xからの α 債権の支払請求を拒絶できない。[やや難]
- 20 A株式会社は、Y株式会社に対して有していた売買代金債権 α を取得していたが、請求の手續を忘れて6年が経過した。その後、Aは α 債権をXに譲渡し、Aから債権譲渡の通知がなされ、Yは内容証明郵便を受け取った旨、AとXにメールで連絡した。この場合、Yは、Xからの α 債権の支払請求を拒絶できない。[難]
- 21 Aは麻雀賭博で負けたYに対して、賭け金支払いのために支払うことを知りながら50万円を融資したが、Yに対する元利金債権をXに譲渡し、Yは債権譲渡承諾書をXに差し入れた。判例によれば、この場合、Yは、特段の事情がない限り、XがAの融資の理由を知らなかったとしても、Xからの α 債権の支払請求を拒絶できる。
- 22 AがYに対して α 債権を有していて、この債権を担保するためY自身の所有する甲建物に抵当権を設定し登記をした。YがAに対して α 債権を全額弁済した後、AがXに対して α 債権を譲渡し、Yがこれに対して誤って単純な承諾をしてしまった。この場合、弁済の事実を知らないXは、民法468条1項に基づき、甲建物上の抵当権を取得する。
- 23 AがYに対して α 債権を有していて、この債権を担保するため物上保証人Bからその所有する乙土地に抵当権の設定を受け登記を備えた。YがAに対して α 債権を全額弁済した後、AがXに対して α 債権を譲渡し、Yがこれに対して誤って単純な承諾をしてしまった。この場合、弁済の事実を知らないXは、民法468条1項に基づき、乙土地上の抵当権を取得する。
- 24 AがYに対して α 債権を有していて、この債権を担保するためY自身の所有する丙土地に抵当権の設定を受け登記を備えた。YがAに対して α 債権を全額弁済した後、AがXに対して α 債権を譲渡し、Yがこれに対して誤って単純な承諾をしてしまった。その後で、ZがYから丙土地を買い受けて移転登記をした。Yが債務不履行に陥った場合、弁済の事実を知らないXは、丙土地上の抵当権を実行できる。[やや難]
- 25 Aは、Yとの間の建物建築工事請負契約に基づく請負報酬債権をXに譲渡し、Yが単純な承諾をしてしまった。この場合、Xからの支払請求に対して、Yは、右債権の譲渡後に生じた仕事完成義務不履行を事由とする当該請負契約の解除をもって、Xに対抗することができない。
- 26 AがYに対する α 債権をBとXに二重譲渡した。いったんXに対して口頭で単純な承諾をしてしまったYは、その直後にBへの譲渡について確定日付のある通知がAから届いたとしても、Bへの譲渡を知らなかったXからの α 債権の支払請求を拒絶することはできない。
- 27 債務引受けは、旧来の債務者を免責するか否かを問わず、債務者を除外して債権者と引受人だけで行うことができるが、それが債務者の意思に反すれば無効である。[やや難]
- 28 債務引受けは、債務者と引受人の間でも行うことができるが、債務引受けの事実を知っただけでは債権者は、引受人に対して権利行使ができない。[難]
- 29 三者間の契約で免責的債務引受けを行うことは当然に有効であり、従来の債務について存在していた担保も引き続き存続する。[超基本]
- 30 契約上の地位の譲渡は、契約の一方当事者と譲受人の間の契約で行った場合であっても、他方当事者の事前または事後の承諾（譲渡の認識の表明ではなく同意の意味）が得られれば有効であるが、承諾がなければ、債権譲渡と併存的債務引受けの効果が生じるのみで、契約の取消権や解除権は移転しない。